




発 議	平成 27 年 10 月 23 日	施行取扱	
決 裁	平成 27 年 月 日	保存年限	永年・10年・5年・3年・1年・()
施 行	平成 27 年 月 日	情報管理	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 (<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 時限) <input type="checkbox"/> 非開示 (非開示解除)
文書記号	蘭 号	起 案 者	所 属 総務課 職氏名 課長 山 内 勳
<p>町 長 副町長 課 長 参 事 係 長 係</p> <p>  </p>			
合 議	島崎支配人		
施行上の 留意事項 (記載者押印)			
件 名	チセヌプリスキー場の譲渡について		
<p>このことについて、UTグループ（株）から別紙のとおりメール配信がありましたので、報告いたします。</p> <p>【配信内容（概略）】</p> <p>1 譲渡契約に際して連帯保証人を用意するためには、何らかの形で、将来発生するかもしれない5,000万円の負担をUTグループが行う必要がある。</p> <p>2 UTグループの監査役、顧問弁護士からは、5,000万円の負担増加に見合う譲渡金額の軽減、支払い方法の工夫、集客のご支援などを蘭越町と交渉するよう指示された。</p>			

3 10月18日に実施した面談で「集客のご支援」部分で、開業時の町長のご挨拶、ピーアール活動のご支援、ニセコ地域からのバス運行のご支援、温泉利用客に優遇料金設定について、検討の余地があると回答をいただきました。

4 上記のご支援について、持ち帰って内容を検討した結果、これだけでは負担増をまかなうには不十分であるとの結論に達した。

5 よって、更に、追加のご支援（譲渡金額の減額、支払時期の遅延、町民のスキー利用における助成金等）を蘭越町からご提示していただかなければ、譲渡の協議を継続できない。

6 10月26日（月）までに具体的に提示していただけない場合は、白紙とさせていただきます。

概略、以上のような内容で通知がありました。

なお、上記の依頼について、追加の支援（譲渡金額の減額等）は難しいと考えますので、譲渡の協議を白紙撤回することとして、UTグループ（株）に通知してよろしいか伺います。